

## 大町ダム等再編事業 事業監理委員会 規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は「大町ダム等再編事業事業監理委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、大町ダム等再編事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 委員会では、下記の事項について検討を行う。  
ただし、容量振り替えについては、本委員会の検討対象としない。

- ① 事業の進捗状況、見通し等に関する事項
- ② コスト縮減に関する事項
- ③ 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する事項
- ④ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第 4 条 委員会は、別表－１に掲げる委員により構成するものとし、千曲川河川事務所長が委嘱する。

2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(委 員 会)

第 6 条 委員会の招集は、千曲川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 委員会は委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。

(情報公開)

第7条 委員会及び配布資料等については、原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員会総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

1. 本規約は、令和3年3月23日から施行する。
2. 本規約は、令和4年6月14日より一部改正する。

## 大町ダム等再編事業事業監理委員会 委員名簿

## 【委員】

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職	分野
河村 隆	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	地盤
諏訪 義雄	国立研究開発法人 土木研究所 河道保全研究グループ グループ長	ダム構造
田中 衛	長野県 建設部長	行政
山沖 義和	信州大学 経法学部 教授	経済
吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	治水

(50音順、敬称略)

## 【オブザーバー】

氏名	所属・役職	分野
黒瀬 高秀	東京電力R P (株) 高瀬川事業所長	共同事業者